

春日部市業務継続計画（BCP）  
【震災編】

Ver1.3

平成 29 年 2 月改訂  
春日部市



## 第1章 業務継続計画の策定

### 1 業務継続計画の基本的な考え方

茨城県南部地震や東京湾北部地震などが発生した場合等には、行政自らが被災する可能性も高く、通常時における人員や執務環境を前提として事業を執行することは困難である。

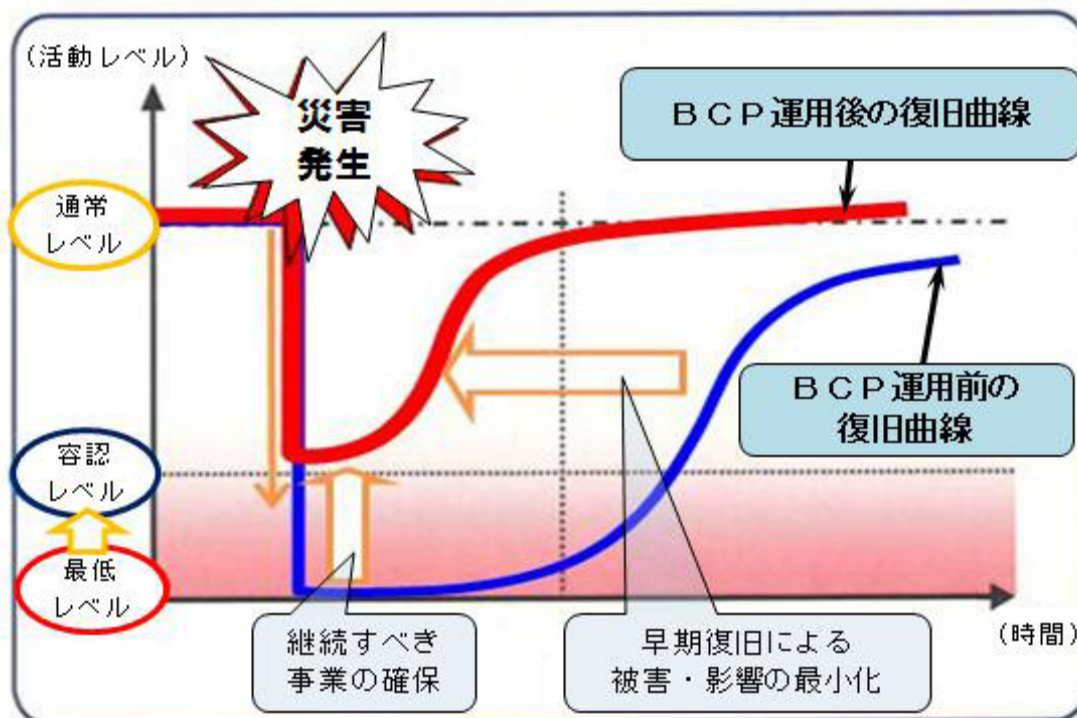
従って、発災時に行うべき業務をあらかじめ定めておき、限られた人員や資機材などの資源を効率的・効果的に投入し、早期の震災対応及び事業の継続を図ることが必要である（【図表1】参照）。

#### (1) 業務継続計画の意義

「業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」は、災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために事前に資源の準備や対応方針・手段を定める計画である。

「春日部市業務継続計画（震災編）」（以下、「本計画」という。）は、震災時に優先的に取り組むべき重要な業務を「非常時優先業務」とするとともに、同業務の遂行に必要な体制や環境等について定めるものである。

【図表1】事業継続計画のイメージ



(2) 春日部市地域防災計画等との関係

春日部市地域防災計画（平成27年2月改訂 以下、「地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に基づき、市や防災関係機関等が有する全機能を有効に発揮・連携して実施する総合的な計画であり、第2節「震災に強い防災体制の整備」において「1.3 業務継続計画の策定」を位置付けている。

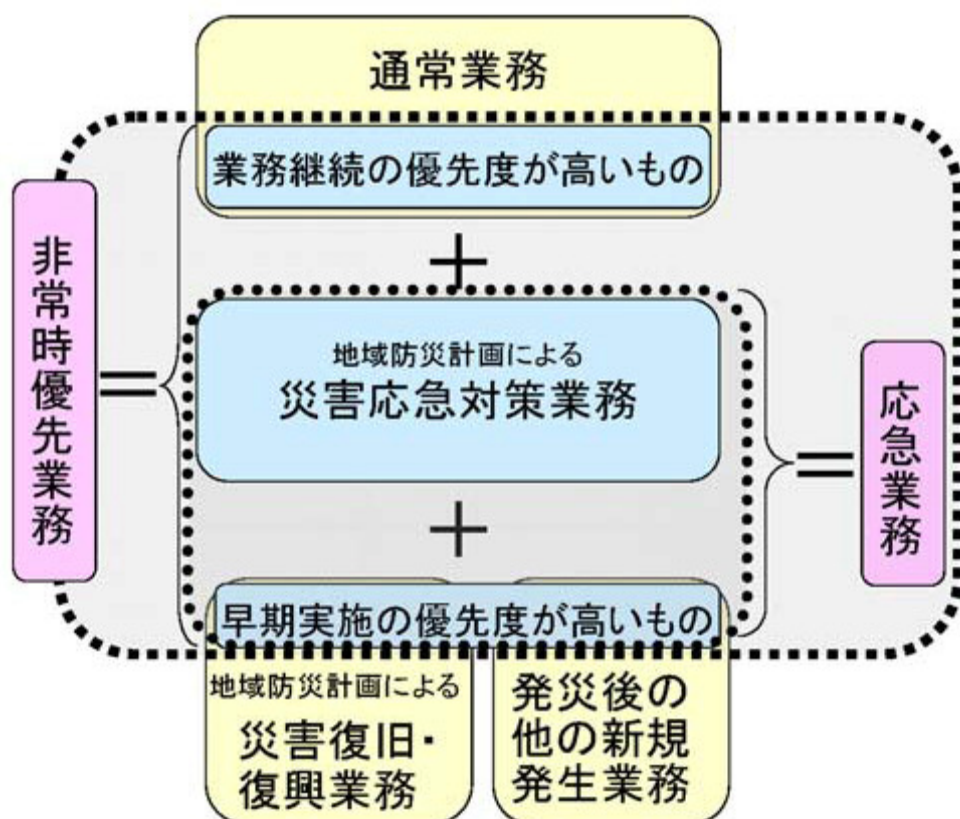
一方、本計画は、市が実施する非常時優先業務の実効性を確保する個別計画である。

地域防災計画の対象となる業務は、予防業務・応急対策業務・復旧業務・復興業務である。

一方、本計画の対象となる非常時優先業務は、応急対策業務及び優先度の高い復旧業務（以下、「応急復旧業務」という。）並びに優先度の高い通常業務である（【図表2】参照）。

本計画は、自らの深刻な被害を想定して合理的に対応を考える計画である。

【図表2】 地域防災計画及び業務継続計画が対象とする業務



(3) 業務継続計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、市の業務とする。

ただし、非常時優先業務に係る社会福祉協議会や避難所となる公共施設における指定管理者などの関係団体も当該業務に限り適用するとともに、当該団体に対して事業継続計画を策定することを要請する。

(4) 事業継続計画の発動・解除等

本計画は、災害対策本部が設置されたときは、自動的に発動する。

災害対策本部長（市長）は、発動した本計画について必要な指示をすることができる。市長は、通常業務体制に復帰したときは、本計画を解除することができる。

## 2 前提とする地震及び被害想定

本計画において前提とする地震及び被害想定は、地域防災計画で発生率が高く、本市に多大な影響を与えるケースとした東京湾北部地震及び茨城県南部地震（プレート境界型地震）何れもマグニチュード 7.3 とする。

### 【 想定地震の概要 】

想定地震名	マグニチュード	地震のタイプ	選定理由
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震	首都直下地震として起こる地震の中で、切迫性が高いものを想定
茨城県南部地震	7.3		
※元禄型関東地震	8.2		
※関東平野北西縁断層帯地震	8.1	活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なものを選定
※立川断層帯地震	7.4		

※はいずれも発生率がほぼ0%です。

### 【 想定地震の断層位置図 】



【 被害想定予測条件 】

区分	内容	条件
物的被害	火災	夏 12 時 風速 8m/s、冬 18 時 風速 8m/s
人的被害	死傷者	夏 12 時 風速 8m/s、冬 5 時 風速 8m/s、 冬 18 時 風速 15m/s
	避難者	冬 18 時 風速 8m/s
	帰宅困難者	平日 12 時・18 時、休日 12 時・18 時

資料) 埼玉県地震被害想定調査報告書 (平成 26 年 3 月、埼玉県)

【 春日部市の被害想定結果及びライフラインの被害状況 】

項目		対象とする地震	単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震
マグニチュード			—	7.3	7.3
本市の震度			—	6 弱	6 強
建物被害	木造	全壊数	棟	116	1,076
	非木造	全壊数	棟	22	104
	全建物	全壊数	棟	138	1,180
人的被害	死者		人	2( 0.00)	54( 0.02)
	重傷者		人	2( 0.00)	58( 0.02)
	軽傷者		人	93( 0.04)	603( 0.25)
生活支障	避難者(1週間後)		人	4,005( 1.68)	17,919( 7.52)
	帰宅困難者	(外出先)	人	40,181(16.87)	35,910(15.08)
		(市内)	人	20,244( 8.50)	19,848( 8.33)
ライフライン	上水道	断水人口	人	41,769(17.60)	132,733(55.97)
	下水道	機能支障人口	人	59,267(24.99)	69,992(29.51)
	都市ガス	供給停止件数	件	32,232( 56.7)	53,218( 93.6)
	電力	停電世帯数(地震直後)	世帯	3,449( 3.77)	29,497(32.23)
	電話	不通回線数	件	81( 0.10)	649( 0.77)

注) 欄中の( )内の数字は、平成 26 年 8 月 1 日現在の春日部市の人口 238,157 人、世帯数 101,169 戸に対する割合(%)を示す。ただし、都市ガスは、供給停止件数の需要家件数に対する割合(%)、電話は不通回線数の需要家回線数に対する割合(%)を示す。

注) 帰宅困難者(外出先)は、春日部市民が県内の他市町村や都内などに通勤・通学で外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻って来られなくなる人を指す。

帰宅困難者(市内)は、市外在住の方が市内に通勤・通学で所在している時に、地震発生により自宅に戻れなくなり、市内に留まり帰宅困難となる人を指す。

資料)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」(平成 26 年 3 月、埼玉県)

### 3 非常時優先業務

非常時優先業務の選定にあたっては、全ての応急復旧業務及び通常業務を抽出し、発災から当該業務を開始又は再開しなければならない時間を基準とした優先度により決定することとした。

#### (1) 応急復旧業務の優先度

応急復旧業務については、地域防災計画に基づき春日部市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の各班の業務を洗い出し、個々の業務について、「発災後、ただちに開始する業務（優先度S）」から「発災後、1週間以内に開始しなければならない業務（優先度C）」までの4段階の優先度を設定した。応急復旧業務の総数は259であり、優先度ごとの業務数は【図表3】のとおりである。

【図表3】 応急復旧業務の優先度

優先度	基準	業務数
S	発災後、ただちに開始しなければならない業務	180
A	発災後、24時間以内に開始しなければならない業務	41
B	発災後、3日以内に開始しなければならない業務	18
C	発災後、1週間以内に開始しなければならない業務	20
合計		259

#### (2) 通常業務の優先度

通常業務については、各課において所掌する業務を洗い出し、個々の業務について、「発災後、24時間程度で再開しなければならない業務（優先度A）」から「発災後、1週間経過後に開始する業務（優先度D）」までの4段階の優先度を設定した。通常業務の総数は857であり、優先度ごとの業務数は【図表4】のとおりである。

【図表4】 通常業務の優先度

優先度	基準	業務数
A	発災後、24時間程度で再開しなければならない業務	141
B	発災後、3日程度で再開しなければならない業務	108
C	発災後、1週間程度で再開しなければならない業務	109
D	発災後、1週間経過以降に再開する業務	499
合計		857



### (3) 非常時優先業務の選定

非常時優先業務及び優先度の高い非常時優先業務等の選定は、応急復旧業務及び通常業務における優先度を基準として行った。

なお、ホームページの運用及び管理に関する業務など通常時においても震災時においても実施する業務で、業務内容が震災時対応に特化する業務については、応急復旧業務として分類した。

#### <非常時優先業務等の選定基準>

○発災後から1週間以内(程度)に業務を開始(再開)しなければならない業務(優先度SからCまで)を非常時優先業務とする。

○発災後から3日以内(程度)に業務を開始(再開)しなければならない業務(優先度SからBまで)を特に優先度の高い非常時優先業務とする。

非常時優先業務は、全ての応急復旧業務(259業務)及び優先度の高い通常業務(358業務)の計617業務となった(【図表5】参照)。

優先度の高い非常時優先業務は、応急復旧業務(239業務)及び優先度の高い通常業務(249業務)の計488業務となった。

【図表5】非常時優先業務の優先度

優先度	基準	業務数
S	発災後、ただちに開始しなければならない業務	180
A	発災後、24時間以内(程度)に開始(再開)しなければならない業務	182
B	発災後、3日以内(程度)に開始(再開)しなければならない業務	126
C	発災後、1週間以内(程度)に開始(再開)しなければならない業務	129
合計		617

### (4) 課題と今後の対応

通常業務においては権限の移譲や事務事業の見直し、ICTの活用等により、業務の増加や廃止、実施方法の改善等が想定される。

従って、非常時優先業務については、通常時から優先性を含めた見直しを行うことが重要である。特に、優先度の高い非常時優先業務については、非常時優先業務マニュアルの充実や見直しを図る必要がある。

今後の災害対策本部訓練をはじめとする防災訓練においては、地震の発生時や資源の被災状況について様々なケースを想定し、応急復旧業務だけでなく優先度の高い通常業務についても実践的な訓練を実施し、非常時優先業務の実施方法等について検証・改善していく必要がある。

また、各グループにおいて、勤務時間外に災害が発生する場合を想定した、訓練等も実施していく必要がある。

#### 4 首長不在時の代行順位

春日部市地域防災計画に記載のあるとおり、災害対策本部長は、市長とし、不在の場合は次の順位により代理する。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 市長公室長

#### 5 代替施設の確保

大規模な災害等が発生し、市の庁舎が被災した場合、執務室やライフライン等の業務に必要な環境に制約が生ずる可能性がある。

特に耐震性が不十分な市役所本庁舎が、大規模な地震により、全半壊した場合において、非常時優先業務を継続して実施していく必要がある。

このため、新耐震の建築物である、庄和総合支所をこの代替施設とする。

#### 6 電気、水、食料等の確保

##### (1) 電気

停電に備え、非常用の発電機を確保する。

市役所本庁舎(別館等含む)には常時 20 台のガス式発電機(HONDA エネポ)を備蓄している。

ガス式発電機は900wの出力を発揮でき、一般家庭で活用しているガスボンベ2本で使用可能。

特に重要な災害対策本部において必要なおよその電気量は、

- ①パソコン数台(1台9w程度)
- ②プリンター1台(1150w)
- ③コピー機1台(最大消費電力1500w以下)
- ④投光機4台(1台10w)
- ⑤テレビ2台(1台108w)
- ⑥その他、情報機器充電等(若干電力)

の使用を予定しており、ガス式発電機(連結)4台で上記の発電量が賄える。

また、ガス式発電機を3日間連続使用した場合の、ガスボンベも必要数保存している。

##### (2) 水、食料

市職員1,800人分の3日間を想定した水(500ml入りペットボトル)及び食料(クラッカーやアルファ化米)を備蓄している。また、食料においては、アレルギー品目27種に対応した製品も備蓄している。

## 7 通信手段の確保

### (1) 防災行政無線

防災行政無線は同報系・移動系ともに、平成28年に竣工、開院し、免震機能が施された市立医療センターの屋上に親局・基地局が設置されている。なお、操作卓は、医療センターと市庁舎別館に設置されており、どちらか一方が操作不能になったとしても、相互連携したデータにより、もう一方での操作が可能となっている。また、両操作卓とも、非常用電源を確保している。

市内に190箇所ある防災行政無線同報系屋外拡声子局においては、通常時から充電されているバッテリーにより、停電時でも2～3日程度の使用が可能である。

防災行政無線移動系については、車載局が22局、携帯局が27局、半固定局が68局あり、避難所との相互通信や、職員間での通信手段を確保している。

### (2) 災害用PHS

防災行政無線以外の情報手段として、災害用PHSを重要な拠点となる避難所やその他公共施設等に配備し、防災行政無線による通信手段を補完している。

### (3) 災害時優先回線を利用した携帯電話

災害時、携帯電話による通信が混信状態であっても、つながりやすい回線を利用した携帯電話を15基配備し、職員の市内パトロール等の際に利用する。

## 8 重要なデータのバックアップ

業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。

災害時の被災者支援や住民対応に必要な重要な行政データは、外部委託している複数のデータ保管センターにバックアップを保管している。

今後はサーバなど重要なシステム機器における、非常用電源確保や通信回線の強化を図る必要がある。

## 9 参集体制

災害時の参集体制については、以下のとおりとし、該当職員はすみやかに参集すること。

### 【地震編】

活動体制		配備体制		警戒体制		非常体制	
		第一配備	第二配備	第一配備	第二配備	第一配備	第二配備
		震度4	震度5弱	震度5強	震度6以上	震度5強	震度6以上
①各部長(代理者含む)	出動	×	○	○	○	○	○
	活動体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>■防災対策課に直ちに出勤(出動)し、本庁舎の安全確認後、災害警戒本部が指定した場所へ集合。</li> <li>■各施設の安全確認調査結果を災害警戒本部に報告。</li> <li>■災害警戒本部から要請があった場合は、所属職員から人選し、出動(出動)させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■防災対策課に直ちに出勤(出動)し、管財班による本庁舎の安全確認後、災害対策本部が指定した場所へ集合。</li> <li>■各所属長に依頼し、職員全員を出動(出動)させ、自席で待機させようとして、災害対策本部事務分掌に従い、災害対応をする。</li> <li>■各施設の安全確認調査結果を災害対策本部に報告。</li> </ul>			
②一時避難場所担当職員	出動	×	×	○	○	○	○
	活動体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>■他の職員と同様に、部長の指示により、所属グループ内での行動をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震発生から2時間までの間担当する一時避難場所へ急行し、各施設管理者の安全確認後、鍵を開け、各マニュアルに従い、一時避難場所を開設する。</li> <li>■地震発生後2時間から原則12時間までの間被災者と一時避難者の人数を把握する。</li> <li>■マニュアルに従い、一時避難場所の運営に努める。</li> <li>■地震発生後12時間経過以降新たに配置される職員へ引き継ぐ。</li> </ul>			
③各施設管理者及び各施設安全確認調査担当者の役割	出動	×	○	○	○	○	○
	活動体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>■部長等の指示を受けるまでもなく、利用者の避難誘導をすとも、可能な限り速やかに施設の安全確認調査を実施し、各部長にその結果を報告する。</li> <li>■臨時休館せざるを得ない場合は、各部長の判断を受ける。</li> </ul>				
④災害警戒(対策)本部事務職員の役割	出動	△	○	○	○	○	○
	活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害警戒本部事務局(防災対策課)のみの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■副本部長の指示により、行動する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震発生から2時間までの間一時避難場所の情報を各自治会長、春日部駅へ連絡する。</li> <li>■地震発生2時間後から原則12時間までの間被災者の地域ごとの人数把握に努め、自治会長と協議調整のうえ、順次、一時避難場所の縮小に努める。</li> <li>■地震発生後12時間経過以降指定避難所の設置の是非、設置する場合には、どこに設置するか優先順位に従い、検討する。</li> </ul>			
①②③④以外の職員	出動	×	△	○	○	○	○
	活動体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>■次長、課長等あらかじめ指定された部長の代理者は、各部長が不在の場合には、直ちに出勤(出動)し、部長の担当業務を行う。</li> <li>■それ以外の職員は、いつでも出動(出動)できるよう準備し、部長等からの指示に従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■次長、課長等あらかじめ指定された部長の代理者は、各部長が不在の場合には、直ちに出勤(出動)し、上記部長の担当業務を行う。</li> <li>■それ以外の職員も直ちに出勤(出動)し、部長等指示に従い、災害対応を行う。</li> </ul>			